

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、母子保健事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健事業事務
②事務の概要	四條畷市は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。))に基づき、以下の事務を行い、健康増進に取り組んでいる。 ・妊娠届出書の受理及びその届出、母子健康手帳の交付並びに乳幼児・妊産婦健康診査等の情報提供に関する事務 ・健康診査の実施及び受診勧奨に関する事務 ・妊産婦の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・低出生体重児の届出の受理及びその届出に関する事務 ・新生児等の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・未熟児の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・母子健康包括支援センターの事業に関する事務 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①妊娠の届出及び妊産婦健康診査結果の登録に関する事務 ②乳幼児健診の対象者又は未受診者を把握し、該当者への通知文の送付又は勧奨に関する事務 ③妊産婦及び乳幼児の健康保持のため、必要に応じて個別又は集団での指導、相談、助言等に関する事務(必要に応じて①から③の情報をエクセルファイルに入力し、支援状況の管理及び統計資料の作成を行う。) ④支援情報等を、乳幼児健診カード(紙媒体)の記録に関する事務。 届出は原則窓口又は電子申請機能で受領する。 必要な場合は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	健康管理システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理(母子健診)システム情報ファイル、乳幼児健診カード(紙)情報ファイル、妊婦健診及び乳幼児健診情報ファイル(エクセルファイル)、児童家庭相談システム

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
	1 情報照会の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利

②法令上の根拠	用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第97条 2 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の80及び95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第82条及び第97条
---------	---

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 健康福祉部 保健センター 〒575-0052大阪府四條畷市中野三丁目5番28号 電話:072-877-1231
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報を含む文書等を送付する際は、送付間違い等が起こらないよう複数人による確認を実施している。個人情報の書かれた書類等は、業務中も窓口等、市民や来訪者の目に触れる場所には置かないよう徹底し、終業後は鍵のかかる保管庫にて保管している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ ☐ 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ ☐ 選択肢 ☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐ 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ ☐ 選択肢 ☐ 1) 特に力を入れている ☐ 2) 十分である ☐ 3) 課題が残されている	
判断の根拠	各事業の対象者等、個人情報を取り扱っている紙文書は処理後速やかに各簿冊に綴り、所定の場所に保管している。また、過去の簿冊類は各事業ごと、年度ごとに所定の場所に保管し、保存年限が経過したものは適切に溶解処分している。入力作業は担当者で実施するとともにダブルチェックを行い、また、個人情報を記録しているエクセル等の電子記録は必ずパスワードをかけて保管している。委託先にも個人情報の適切な取り扱いの徹底を依頼している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2015/6/12	2017/3/15	事後	
平成29年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数	2015/6/12	2017/3/15	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	保健センター 所長 高津 和憲	保健センター 所長 豊留 利永	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、以下の事務を行い、健康増進に取り組んでいる。 ・妊娠届出書の受理及びその届出、母子健康手帳の交付並びに妊婦健康診査等の情報提供に関する事務 ・健康診査の実施及び受診勧奨に関する事務 ・妊産婦の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・低出生体重児の届出の受理及びその届出に関する事務 ・新生児等の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・未熟児の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①妊娠の届出及び妊婦健康診査結果の登録に関する事務 ②乳幼児健診の対象者又は未受診者を把握し、該当者への通知文の送付又は勧奨に関する事務 ③妊産婦及び乳幼児の健康保持のため、必要に応じて個別又は集団での指導、相談、助言等に関する事務(必要に応じて①から③の情報をエクセルファイルに入力し、支援状況の管理及び統計資料の作成を行う。) ④支援情報等を、出生台帳又は乳幼児健診カード(紙媒体)に記録に関する事務。	四條畷市は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、以下の事務を行い、健康増進に取り組んでいる。 ・妊娠届出書の受理及びその届出、母子健康手帳の交付並びに妊婦健康診査等の情報提供に関する事務 ・健康診査の実施及び受診勧奨に関する事務 ・妊産婦の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・低出生体重児の届出の受理及びその届出に関する事務 ・新生児等の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・未熟児の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①妊娠の届出及び妊婦健康診査結果の登録に関する事務 ②乳幼児健診の対象者又は未受診者を把握し、該当者への通知文の送付又は勧奨に関する事務 ③妊産婦及び乳幼児の健康保持のため、必要に応じて個別又は集団での指導、相談、助言等に関する事務(必要に応じて①から③の情報をエクセルファイルに入力し、支援状況の管理及び統計資料の作成を行う。) ④支援情報等を、出生台帳又は乳幼児健診カード(紙媒体)に記録に関する事務。 届出は原則窓口又は電子申請機能で受領する。 必要な場合は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 関連情報 3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第39条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項 ・別表第二省令 第30条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項 ・別表第二省令 第30条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項 ・別表第二省令 第30条	事後	
平成30年12月28日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	2017/3/15	2018/3/31	事後	
平成30年12月28日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数	2017/3/15	2018/3/31	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項 ・別表第二省令 第30条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項 ・別表第二省令 第30条	1 情報照会の根拠 なし 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項 ・別表第二省令 第30条	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	保健センター 所長 豊留 利永	保健センター 所長	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	2018/3/31	2019/3/31	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数	2018/3/31	2019/3/31	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目の新設	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月19日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。))に基づき、以下の事務を行い、健康増進に取り組んでいる。 ・妊娠届出書の受理及びその届出、母子健康手帳の交付並びに乳幼児・妊産婦健康診査等の情報提供に関する事務 ・健康診査の実施及び受診勧奨に関する事務 ・妊産婦の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・低出生体重児の届出の受理及びその届出に関する事務 ・新生児等の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・未熟児の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①妊娠の届出及び妊婦健康診査結果の登録に関する事務 ②乳幼児健診の対象者又は未受診者を把握し、該当者への通知文の送付又は勧奨に関する事務 ③妊産婦及び乳幼児の健康保持のため、必要に応じて個別又は集団での指導、相談、助言等に関する事務(必要に応じて①から③の情報をエクセルファイルに入力し、支援状況の管理及び統計資料の作成を行う。) ④支援情報等を、出生台帳又は乳幼児健診カード(紙媒体)に記録に関する事務。 届出は原則窓口又は電子申請機能で受領する。 必要な場合は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	四條畷市は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。))に基づき、以下の事務を行い、健康増進に取り組んでいる。 ・妊娠届出書の受理及びその届出、母子健康手帳の交付並びに乳幼児・妊産婦健康診査等の情報提供に関する事務 ・健康診査の実施及び受診勧奨に関する事務 ・妊産婦の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・低出生体重児の届出の受理及びその届出に関する事務 ・新生児等の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・未熟児の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・母子健康包括支援センターの事業に関する事務 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①妊娠の届出及び妊産婦健康診査結果の登録に関する事務 ②乳幼児健診の対象者又は未受診者を把握し、該当者への通知文の送付又は勧奨に関する事務 ③妊産婦及び乳幼児の健康保持のため、必要に応じて個別又は集団での指導、相談、助言等に関する事務(必要に応じて①から③の情報をエクセルファイルに入力し、支援状況の管理及び統計資料の作成を行う。) ④支援情報等を、出生台帳又は乳幼児健診カード(紙媒体)の記録に関する事務。 届出は原則窓口又は電子申請機能で受領する。 必要な場合は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月8日	I 関連情報 3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 なし 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項 ・別表第二省令 第30条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第69の2の項 ・別表第二省令 第38条の3 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項及び第69の2の項 ・別表第二省令 第30条及び第38条の3	事後	
令和2年7月8日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	2019/3/31	2020/4/1	事後	
令和2年7月8日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数	2019/3/31	2020/4/1	事後	
令和2年7月8日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムと接続	[○] 接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か []	[]接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
令和2年7月8日	IV－8	内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第69の2の項 ・別表第二省令 第38条の3 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第56の2の項及び第69の2の項 ・別表第二省令 第30条及び第38条の3	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第69の2の項 ・別表第二省令 第38条の3 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第56の2の項及び第69の2の項 ・別表第二省令 第30条及び第38条の3	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う号ズレを修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、以下の事務を行い、健康増進に取り組んでいる。 ・妊娠届出書の受理及びその届出、母子健康手帳の交付並びに乳幼児・妊産婦健康診査等の情報提供に関する事務 ・健康診査の実施及び受診勧奨に関する事務 ・妊産婦の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・低出生体重児の届出の受理及びその届出に関する事務 ・新生児等の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・未熟児の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・母子健康包括支援センターの事業に関する事務 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①妊娠の届出及び妊産婦健康診査結果の登録に関する事務 ②乳幼児健診の対象者又は未受診者を把握し、該当者への通知文の送付又は勧奨に関する事務 ③妊産婦及び乳幼児の健康保持のため、必要に応じて個別又は集団での指導、相談、助言等に関する事務(必要に応じて①から③の情報をエクセルファイルに入力し、支援状況の管理及び統計資料の作成を行う。) ④支援情報等を、出生台帳又は乳幼児健診カード(紙媒体)の記録に関する事務。 届出は原則窓口又は電子申請機能で受領する。 必要な場合は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	四條畷市は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)に基づき、以下の事務を行い、健康増進に取り組んでいる。 ・妊娠届出書の受理及びその届出、母子健康手帳の交付並びに乳幼児・妊産婦健康診査等の情報提供に関する事務 ・健康診査の実施及び受診勧奨に関する事務 ・妊産婦の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・低出生体重児の届出の受理及びその届出に関する事務 ・新生児等の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・未熟児の家庭の訪問、保健指導及び相談に関する事務 ・母子健康包括支援センターの事業に関する事務 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①妊娠の届出及び妊産婦健康診査結果の登録に関する事務 ②乳幼児健診の対象者又は未受診者を把握し、該当者への通知文の送付又は勧奨に関する事務 ③妊産婦及び乳幼児の健康保持のため、必要に応じて個別又は集団での指導、相談、助言等に関する事務(必要に応じて①から③の情報をエクセルファイルに入力し、支援状況の管理及び統計資料の作成を行う。) ④支援情報等を、乳幼児健診カード(紙媒体)の記録に関する事務。 届出は原則窓口又は電子申請機能で受領する。 必要な場合は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。		
令和4年9月12日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイル名	健康管理(母子健診)システム情報ファイル、出生台帳(紙)ファイル、乳幼児健診カード(紙)情	健康管理(母子健診)システム情報ファイル、乳幼児健診カード(紙)情報ファイル、妊婦健診及		
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年9月12日	II しきい値判断項目 1 取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 1 対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月29日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年7月22日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第40条	・番号法第9条第1項 別表の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第40条	事後	
令和6年7月22日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第69の2の項 ・別表第二省令 第38条の3 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第56の2の項 及び第69の2の項 ・別表第二省令 第30条及び第38条の3	1 情報照会の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の 表95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第97条 2 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の 表80及び95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第82条 及び第97条	事後	
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	
令和7年10月29日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業		2)十分である 個人情報を含む文書等を送付する際は、送付間違い等が起こらないよう複数人による確認を実施している。個人情報の書かれた書類等は、業務中も窓口等、市民や来訪者の目に触れる場所には置かないよう徹底し、終業後は鍵のかかる保管庫にて保管している。	事前	様式変更
令和7年10月29日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	様式変更
令和7年10月29日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		2)十分である 各事業の対象者等、個人情報を取り扱っている紙文書は処理後速やかに各簿冊に綴り、所定の場所に保管している。また、過去の簿冊類は各事業ごと、年度ごとに所定の場所に保管し、保存年限が経過したものは適切に溶解処分している。入力作業は担当者で実施するとともにダブルチェックを行い、また、個人情報を記録しているエクセル等の電子記録は必ずパスワードをかけて保管している。委託先にも個人情報の適切な取り扱いの徹底を依頼している。	事前	様式変更